

**令和7年度
日向保健所運営協議会**

産業廃棄物対策について

**令和7年10月1日
衛生環境課 環境対策担当**

廃棄物の分類



廃棄物該当性の判断について

5つの要素

1. 物の性状	<u>利用用途に要求される品質を満足しているか</u> ・ JIS規格等の基準に適合 ・ 十分な品質管理がなされている <u>飛散、流出、悪臭等の発生するおそれがないか</u> ・ 生活環境の保全に係る関連基準に適合
2. 排出の状況	<u>排出が需要に沿った計画的に行われているか</u> <u>適切な保管や品質管理がなされているか</u>
3. 通常取扱形態	<u>製品として市場流通し、通常、廃棄物として処理されることはないか</u>
4. 取引価値の有無	<u>取引の相手方に有償譲渡されているか</u> ・ どのような理由であろうとも、処理料金に相当する金額を相手方に渡していないか ・ 譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を考慮しても、双方にとって営利活動として社会的に認められる額であるか ・ 有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があるか
5. 所有者の意思	<u>所有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められるか。その意思は所有者の個人的意思ではなく、「社会的に常識として認められる意思」をいう</u>

総合的に判断

本県の不法投棄について

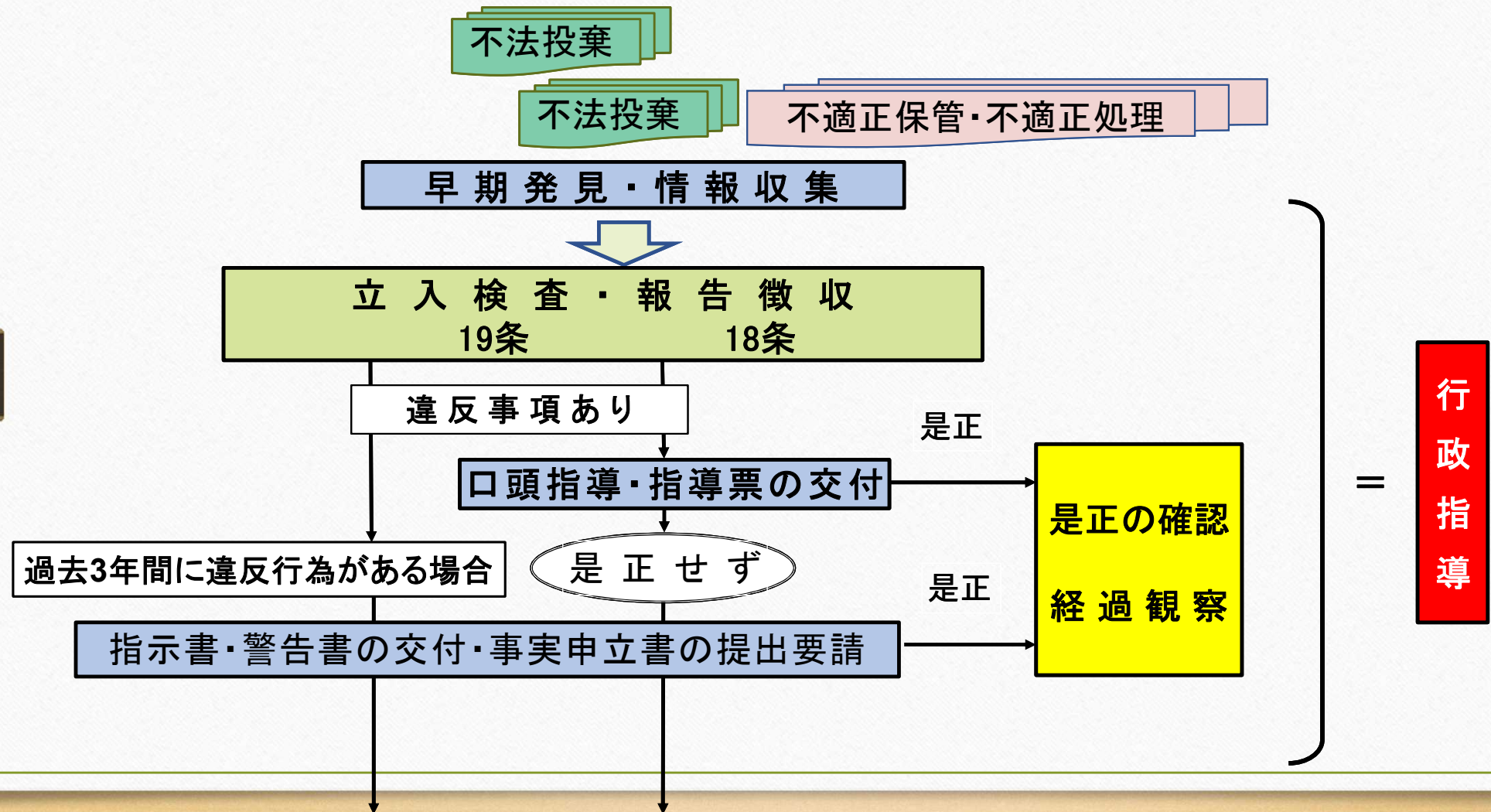
- 警察・農政部局・環境部局による指導及び監視
→ 不法投棄の件数・量は減少
- 大量の不法投棄案件
→ 回復には時間がかかる

長期化する未回復案件も存在・・・

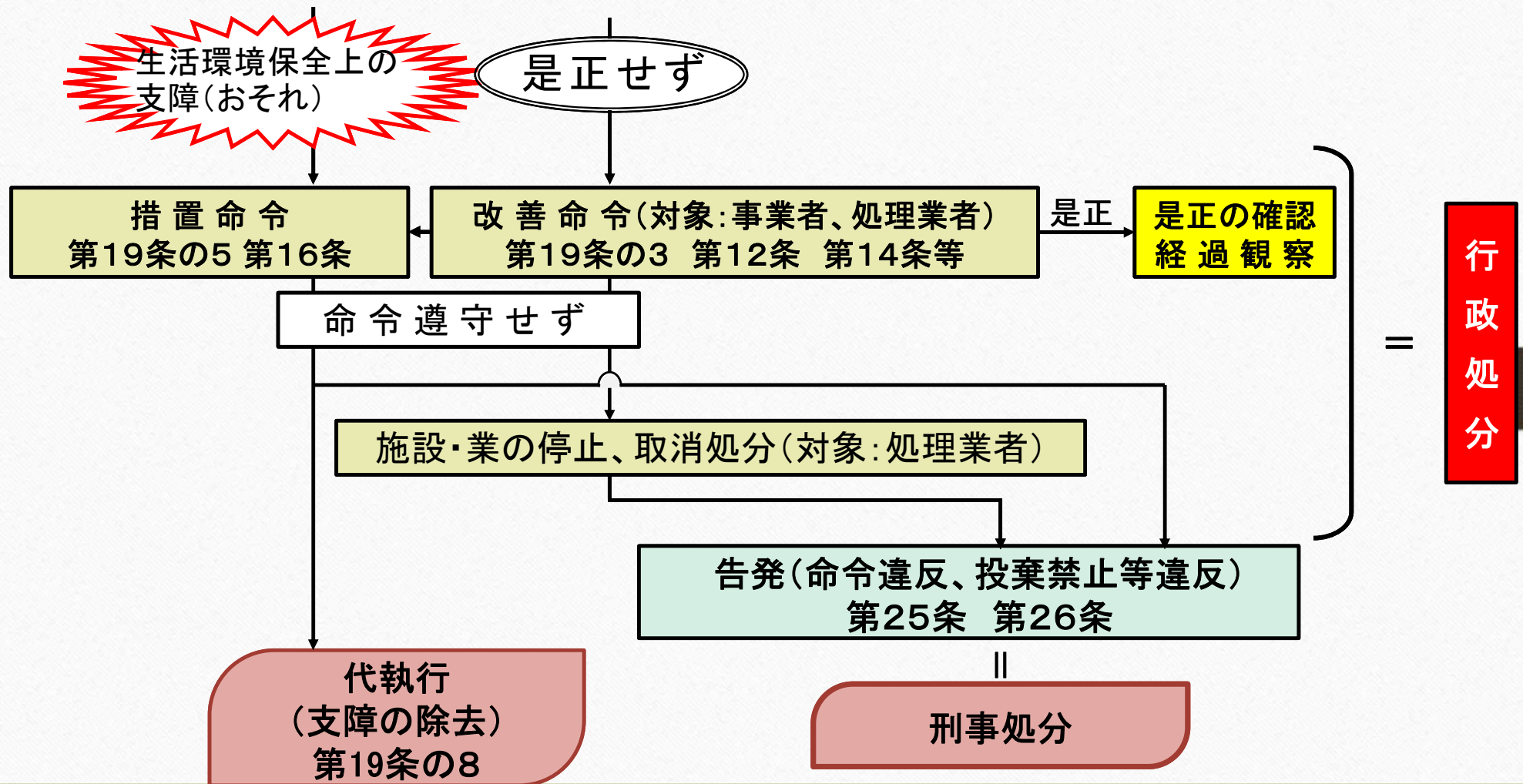


適正処理に向けて監視・指導を継続

不法投棄・不適正処理事案の対応フロー（前段）



不法投棄・不適正処理事案の対応フロー（後段）



ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の行政代執行

日向市内の住宅にて P C B 廃棄物発見 （所有者不明）

《令和7年6月19日付け宮崎日日新聞 抜粋》

日向の民家にPCB廃棄物 県、初の特措法代執行

県は18日、日向市の民家の駐車場から、人体に有害な高濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含む所有者不明の電気機器（コンデンサー）が見つかったと明らかにした。

PCBが流出して周辺住民へ影響が及ぶ可能性もあるため、県は初めてPCB特措法に基づく行政代執行として処理する。事業費は754万円。

同日の県議会環境農林水産常任委員会で説明した。PCB廃棄物は所有者が処理するか、困難な場合は保管することが同特措法で義務付けられている。北海道の専門事業者の処理受け入れ期間が迫っていることもあって代執行を決めたという。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物

PCBとは

ポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在し、なかでもコプラナーPCB（コプラナーとは、共平面状構造の意味）と呼ばれるPCBの毒性は極めて強くダイオキシン類として総称されるものの一つとされている。

電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていたが、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

PCBの毒性

脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されており、一般的な中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、ざ瘡様皮疹（塩素ニキビ）、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されている。

PCBが大きく取りあげられる契機となった事件として、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させた「カネミ油症事件」がある。

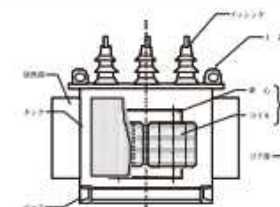
引用：環境省、経済産業省作成パンフレット

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物

PCB廃棄物とは

変圧器

変圧器内はPCBとトリクロロベンゼンの混合液（重量比 3：2）で満たされています。例えば、50kVAの場合で約 115kgのPCBが入っています。



高圧変圧器の例

コンデンサー

コンデンサー内はPCBで満たされています。例えば、100kVAの場合で約 35kgのPCBが入っています。



高圧コンデンサーの例

安定器

業務用・施設用の蛍光灯、水銀灯等の照明器具の一部に、数十g程度のPCB油が含浸されたコンデンサーを使用した安定器があります。



コンデンサーを内蔵する安定器の例

不法投棄等防止啓発活動

関係機関・団体との連携によるキャンペーン活動

3R推進月間 日向市で不法投棄防止啓発キャンペーン



不法投棄等防止啓発活動

排出事業者、処理業者講習会等の開催



不法投棄等拡大防止対策

ドローンを活用した監視業務

目的

上空から現場を確認することで**直接視認することができない箇所や人が立ち入れない場所**をドローンで空中撮影することにより不法投棄の監視業務に活用する。

監視対象

最終処分場（安定型・管理型）

不法投棄現場

その他監視・指導業務に必要な現場



